

「消防団員の確保方策等に関する検討会」開催要綱

1 目的

近年、消防団の役割が増加、多様化しており、更に今後、首都直下地震等の大規模災害の発生が危惧される状況にある。多様化する消防団の役割を踏まえ、特に大規模災害時のマンパワー確保等のために必要な消防団員のあり方や多様な人材の確保方策等について検討することを目的として、「消防団員の確保方策等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

検討会は、以下に掲げる事項について検討する。

- (1) 大規模災害時における消防団の役割の多様化への対応
- (2) 多様な人材の活用
- (3) 団員の活動環境の整備 等

3 検討会

- (1) 検討会の委員は、別添のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は、主催者である消防庁長官が委員の中から指名する。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (4) 検討会は、原則公開とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

4 運営

- (1) 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部地域防災室が処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほかは、主催者と協議の上、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月6日から施行する。